

各 位

国土交通省住宅局建築指導課長

防耐火関連の構造方法等の認定に関する実態調査の確認について（依頼）

平成19年10月以降、不正な試験体による性能評価試験の受験及びそれに伴う不適切な構造方法及び建築材料（以下「構造方法等」という。）の建築基準法に基づく認定（以下「大臣認定」という。）が行われていたものや、大臣認定を受けた仕様とは異なる仕様による構造方法等の製造・販売が行われていたものがあったことが明らかとなりました。建築基準法に規定される性能を満足しない構造方法等が用いられていたことは、たいへん遺憾であり、断じてあってはならないことでもあります。

また、今般新たに、(株)エクセルシャノン、三協立山アルミ(株)、新日軽(株)、(株)P S J及びH.R.D.SINGAPORE PTE LTD の5社が、防火設備について、申請した仕様と異なる不正な試験体を使用して建築基準法に基づく性能評価を受け、大臣認定を受けていたこと等が判明しました。平成19年11月に、当職より「防耐火関連の構造方法等の認定に関する実態調査（平成19年国住指第3121号。以下「平成19年調査」という。）」を依頼したところではありますが、5者からは、いずれも不正なしで報告されてきました。

このため、今般、当該調査の報告内容について問題がないかどうか、あらためて確認をお願いします。

各位におかれては、国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする建築基準法の適切な運用及び遵守を図るとともに、国民の不信・不安を払拭するため、協力をお願いします。

記

1. 確認の対象となる構造方法等

- (1) 平成19年国住指第3121号の別紙に記載されている構造方法等  
(別紙については、国土交通省において管理している台帳を基に作成したのですが、もし内容に誤りや不足があれば、各位において補正・追加をお願いいたします。)
- (2) 平成19年調査以後に大臣認定を受けた構造方法等

2. 確認作業について

- ・過去に受験した性能評価試験の記録の調査や貴社担当者への聴取等を含め、平成19年調査の報告内容に問題がないかどうかあらためて確認し、誤り等があったことが判明した場合は、早急に以下の宛先に報告書を送付してください。
- ・平成19年調査以後に大臣認定を受けた構造方法等について、不正な試験体による性能評価試験の受験等の不正行為が確認された場合は、早急に以下の宛先に報告書を送付して下さい。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 防火係（大臣認定調査担当）

3. その他

- ・今後も、大臣認定を受けている構造方法等の防耐火性能の有無を確かめるためにサンプル調査を実施する予定ですので、各位におかれては誠実な調査の実施及び報告書の作成をお願いします。